

「振替決済口座管理規定」一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成24年4月1日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第7条 [現行どおり] (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第9条～第24条 [現行どおり] (振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)</p> <p><u>第24条の2</u> 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(振替受益権の併合等に係る手続き)</p> <p><u>第24条の3</u> 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、<u>機構の定めるところ</u>により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 当社は、信託の併合又は分割に際し、<u>機構の定めるところ</u>により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)</p> <p><u>第24条の4</u> 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第7条 [略] (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、<u>受益者登録の請求の取次ぎ</u>若しくは総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第9条～第24条 [略]</p> <p>[新 設]</p> <p>(振替受益権の併合等に係る手続き)</p> <p><u>第24条の2</u> 当社は、振替受益権の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 当社は、信託の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)</p> <p><u>第24条の3</u> 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。</p>

新	旧
<p>2 <u>振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。</u></p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p>第25条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)～(6) [現行どおり]</p> <p>(7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ、ロ [現行どおり]</p> <p>ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>4 [現行どおり]</p> <p>第25条の2～第25条の7 [現行どおり]</p> <p>[削る（第26条第4項参照）]</p> <p>(総株主通知等に係る処理)</p> <p>第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定</p>	<p>[新設]</p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p>第25条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ、ロ [略]</p> <p>ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第223条の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>4 [略]</p> <p>第25条の2～第25条の7 [略]</p> <p><u>(振替受益権の発行者への通知)</u></p> <p>第25条の8 <u>当社は、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が総受益者通知において発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>(総株主通知等に係る処理)</p> <p>第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定</p>

新	旧
<p>日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては<u>受益者</u>確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(<u>振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。</u>)に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p> <p>3 [現行どおり]</p> <p>4 <u>当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第27条～第36条 [現行どおり] (解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(9) [現行どおり]</p>	<p>日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権にあっては<u>信託の計算期間終了日</u>、振替受益権にあっては<u>受益権</u>確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>振替上場投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、お客様は、当社に対し、信託の計算期間終了日における振替上場投資信託受益権に係る受益者登録の請求の取次ぎを委託していただくこととなります。</u></p> <p>第27条～第36条 [略] (解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>

新	旧
<p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載<u>若しくは記録されているとき</u>又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出<u>若しくは</u>特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき</p> <p>(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資金、<u>調整上場投資信託受益権口数</u>又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p> <p>3 [現行どおり]</p> <p>第38条～第41条 [現行どおり]</p> <p><u>(個人情報の取扱い)</u></p> <p>第42条 <u>お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの規定の各条項により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この規定の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成24年4月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第20条 [現行どおり]</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載<u>又は記録されているとき</u>又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出、<u>特別受益者の申出</u>における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき</p> <p>(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資金又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p> <p>3 [略]</p> <p>第38条～第41条 [略]</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第20条 [略]</p>

新

旧

(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

第20条の2 この規定における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

[新 設]

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第10条	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）
	元利金	償還金及び配当
第10条、第13条、第14条及び第19条	利金	配当

大阪証券金融株式会社

大阪証券金融株式会社

平成24年4月1日 一部改定